

# 令和4年度第1回東京都国民健康保険運営協議会 参考資料

# 目次

- p. 1 国民健康保険運営協議会（都道府県、市町村）設置の根拠規定
- p. 2 東京都国民健康保険運営協議会条例
- p. 3 東京都国民健康保険運営方針の概要
- p. 4 令和2年度被保険者数、前期高齢者加入率
- p. 5 令和2年度一人当たり医療費、一人当たり所得金額、一人当たり保険料
- p. 6 令和2年度保険料収納率
- p. 7 一人当たりの一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入（令和2年度）
- p. 8 法定外一般会計繰入の状況（令和2年度）
- p. 9 都内区市町村の医療費適正化の取組状況
- p. 10 後発医薬品の使用割合（令和3年9月診療分）

## ○ 国民健康保険法(抄)

(国民健康保健事業の運営に関する協議会)

- 第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、…(略)…国民健康保健事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 二 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 三 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保健事業の運営に関する事項(…(略)…)を審議することができる。
- 四 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

## ○ 国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

- 第三条 法第十一条第一項に定める協議会(第五項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。
- 二 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。
- 三 法第十一条第二項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 四 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 五 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

- 第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

二 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

# 東京都国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第十一条第一項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 協議会は知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議して答申する。

- 一 国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- 二 国民健康保険運営方針の作成に関すること。
- 三 前二号のほか、国民健康保険事業の運営に関すること(東京都が処理する事務に係るものに限る。)

(組織)

第三条 協議会は、次に掲げる者につき知事が委嘱する委員二十一人をもって組織する。

- 一 被保険者を代表する委員 六人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 六人
- 三 公益を代表する委員 六人
- 四 被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。)を代表する委員 三人

(会長の設置及び権限)

第四条 協議会に会長を置き、会長は委員が互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第五条 協議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第六条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(東京都国民健康保険委員会条例の廃止))

- 2 東京都国民健康保険委員会条例(昭和三十八年東京都条例第三十六号)は、廃止する。

附 則(平成二九年条例第八七号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

# 東京都国民健康保険運営方針の概要

## 第1章 方針策定の趣旨

### ○策定の目的：

国民健康保険制度において、都と区市町村が一体となり、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施し、安定的な財政運営及び区市町村の国保事業の広域化・効率化を推進する。

### ○根拠：国民健康保険法第82条の2

### ○対象期間：令和3年4月～令和6年3月

## 第2章 国民健康保険制度の意義と保険者が果たすべき役割

- ・国民健康保険は、被保険者間の相互扶助を基本とした社会保険制度であり、国民皆保険制度の基礎をなす。
- ・保険者である都及び区市町村は、国保財政の安定的な運営を確保し、被保険者の健康を守るため、給付に見合う保険料（税）率の設定や保険料（税）の徴収、医療費適正化に取り組む。

## 第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

### ○被保険者の概況、医療費の動向、医療費と財政の将来の見通し

### ○赤字解消・削減の取組

- ・解消・削減すべき赤字が発生している区市町村については「国保財政健全化計画」を策定し、解消・削減すべき赤字解消の目標年次を定めた上で、医療費適正化、適正な保険料（税）率の設定等、計画に定めた解消・削減に向けた取組を実施し、計画的・段階的に赤字を解消
- ・都は区市町村とともに、解消・削減すべき赤字の要因分析等を実施

### ○財政安定化基金の設置・運用

## 第4章 区市町村における保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項

### ○納付金の算定方法

- ・医療費指数反映係数 $\alpha$ は1、所得係数 $\beta$ は都の所得水準に応じた値とする  
今後は納付金算定における $\alpha=0$ に向けて、区市町村と議論を進める

### ○激変緩和措置

- ・国公費や都繰入金を活用して激変緩和を実施
- ・1人当たり納付金が一定割合を超えて増加する区市町村が対象

### ○標準的な保険料（税）算定方式

- ・都道府県・区市町村標準保険料率の算定は二方式
- ・各区市町村の応能割と応益割は、各区市町村の所得水準を反映して算定

### ○標準的な収納率

- ・区市町村ごとに直近の収納率実績を用いて毎年度設定

## 第5章 区市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項

### ○目標収納率

- ・区市町村別に前年度の現年分収納率実績に対する伸び率を目標に設定

### ○収納率向上対策の推進

- ・区市町村は、納付環境の整備、滞納者へのきめ細かい対応を行った上で、法令に基づく滞納処分等を実施
- ・都は担当職員の人材育成等を支援

## 第6章 区市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

### ○レセプト点検の強化・療養費の支給適正化

### ○第三者行為に係る求償事務等の取組強化

### ○都道府県による保険給付の点検、事後調整

## 第7章 医療費の適正化の取組に関する事項

### ○保健事業実施計画（データヘルス計画）の推進

- ・都は全ての区市町村で策定・見直しを行えるよう、実地による支援 等

### ○特定健康診査・特定保健指導実施率の向上

### ○糖尿病性腎症重症化予防の取組の推進

### ○加入者の適正受診・適正服薬に向けた取組

- ・都は関係機関と連携し広域的な調整、事業の推進体制の構築支援等

### ○後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

### ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組の推進

- ・都は区市町村が配置する医療専門職の人材育成等を実施

### ○がん検診、歯科検診等他健診と連携した取組

## 第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

### ○地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

### ○国保データベース（KDB）システム等の活用

## 第9章 区市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

### ○事務の標準化

- ・被保険者証の様式の統一、高齢受給者証との兼用（一体化）

### ○事務の効率化

- ・引き続き、区市町村事務の実態を踏まえ検討

## 第10章 施策の実施のために必要な都及び区市町村間の連絡調整等

### ○連携会議の開催、被保険者への広報・普及啓発活動等

- 感染症の拡大等により、必要に応じて取組の方法等の見直しを実施

## 令和2年度被保険者総数、前期高齢者加入率

No.	区市町村名	一般被保険者数 ・年度平均 (人)	前期高齢者数 ・年度平均 (人)	前期高齢者加入率 (%)
1	千代田区	10,675	2,684	25.1%
2	中央区	27,924	7,233	25.9%
3	港区	52,798	12,592	23.8%
4	新宿区	89,420	19,462	21.8%
5	文京区	40,961	12,716	31.0%
6	台東区	47,880	13,060	27.3%
7	墨田区	54,643	18,352	33.6%
8	江東区	95,904	35,824	37.4%
9	品川区	72,470	25,203	34.8%
10	目黒区	57,183	16,120	28.2%
11	大田区	133,977	49,665	37.1%
12	世田谷区	183,983	54,597	29.7%
13	渋谷区	53,184	12,413	23.3%
14	中野区	78,589	20,223	25.7%
15	杉並区	119,808	36,054	30.1%
16	豊島区	71,041	17,175	24.2%
17	北区	75,135	26,203	34.9%
18	荒川区	48,614	15,491	31.9%
19	板橋区	119,706	40,805	34.1%
20	練馬区	143,256	46,570	32.5%
21	足立区	152,269	51,043	33.5%
22	葛飾区	99,610	34,725	34.9%
23	江戸川区	134,535	44,138	32.8%

(出典) 東京都「令和2年度 国民健康保険事業状況」

No.	区市町村名	一般被保険者数 ・年度平均 (人)	前期高齢者数 ・年度平均 (人)	前期高齢者加入率 (%)
24	八王子市	125,709	52,302	41.6%
25	立川市	37,995	14,560	38.3%
26	武蔵野市	29,330	10,260	35.0%
27	三鷹市	37,944	12,928	34.1%
28	青梅市	31,105	14,432	46.4%
29	府中市	51,263	19,088	37.2%
30	昭島市	24,417	10,558	43.2%
31	調布市	45,871	16,072	35.0%
32	町田市	88,367	36,824	41.7%
33	小金井市	22,670	8,524	37.6%
34	小平市	38,482	14,333	37.2%
35	日野市	35,437	15,243	43.0%
36	東村山市	32,314	12,964	40.1%
37	国分寺市	23,625	8,790	37.2%
38	国立市	16,164	5,919	36.6%
39	西東京市	41,855	15,454	36.9%
40	福生市	15,141	5,393	35.6%
41	狛江市	17,088	6,083	35.6%
42	東大和市	18,472	7,691	41.6%
43	清瀬市	16,464	6,498	39.5%
44	東久留米市	25,066	10,481	41.8%
45	武蔵村山市	16,894	6,530	38.7%
46	多摩市	32,564	14,852	45.6%
47	稲城市	16,952	6,809	40.2%
48	あきる野市	19,114	8,300	43.4%
49	羽村市	12,142	5,270	43.4%
50	瑞穂町	8,717	3,641	41.8%
51	日の出町	4,101	2,056	50.1%
52	檜原村	619	330	53.3%
53	奥多摩町	1,346	750	55.7%
54	大島町	2,341	1,045	44.6%
55	利島村	92	36	39.1%
56	新島村	823	396	48.1%
57	神津島村	775	268	34.6%
58	三宅村	652	325	49.8%
59	御蔵島村	101	31	30.7%
60	八丈村	2,546	1,123	44.1%
61	青ヶ島村	36	16	44.4%
62	小笠原村	970	193	19.9%
東京都		2,859,129	968,716	33.9%
特別区		1,963,565	612,348	31.2%
市町村		895,564	356,368	39.8%

## 令和2年度一人当たり医療費、一人当たり旧ただし書き所得、一人当たり保険料

No.	区市町村名	一人当たり医療費(円)	一人当たり旧ただし書き所得(千円)	一人当たり保険料(円)
1	千代田区	322,598	2,880	152,992
2	中央区	291,110	1,519	128,929
3	港区	285,931	2,059	137,537
4	新宿区	266,559	1,062	105,677
5	文京区	306,941	1,233	119,798
6	台東区	316,210	1,025	109,260
7	墨田区	333,601	862	103,845
8	江東区	358,870	891	103,695
9	品川区	345,643	1,200	120,835
10	目黒区	303,513	1,624	131,753
11	大田区	362,144	1,026	114,702
12	世田谷区	298,769	1,348	124,113
13	渋谷区	281,821	2,028	139,872
14	中野区	286,692	930	108,805
15	杉並区	300,097	1,166	118,925
16	豊島区	263,962	953	102,612
17	北区	338,722	837	98,504
18	荒川区	331,351	781	100,846
19	板橋区	330,904	870	102,275
20	練馬区	313,443	991	109,221
21	足立区	339,869	782	97,107
22	葛飾区	333,356	759	100,301
23	江戸川区	329,438	889	106,082

※東京都「令和2年度国民健康保険事業状況年報」及び厚生労働省「令和2年度国民健康保険実態調査」より東京都作成

・一人当たり医療費は、一般被保険者の費用額計を年間平均一般被保険者数で除して算出

・一人当たり旧ただし書き所得は、「令和2年度国民健康保険実態調査」より作成(令和元年所得)

・一人当たり保険料は、一般被保険者の保険料調定額(介護分除く)を年間平均一般被保険者数で除して算出

No.	区市町村名	一人当たり医療費(円)	一人当たり旧ただし書き所得(千円)	一人当たり保険料(円)
24	八王子市	337,373	794	88,571
25	立川市	322,837	934	92,183
26	武蔵野市	304,027	1,599	96,036
27	三鷹市	329,981	1,201	90,879
28	青梅市	335,944	715	80,499
29	府中市	331,427	958	72,482
30	昭島市	353,727	757	81,944
31	調布市	327,979	1,111	88,196
32	町田市	350,609	883	85,694
33	小金井市	323,393	1,072	95,496
34	小平市	324,924	938	85,844
35	日野市	331,952	858	77,465
36	東村山市	362,524	833	88,490
37	国分寺市	304,191	1,040	84,670
38	国立市	317,746	927	80,238
39	西東京市	323,754	879	83,217
40	福生市	307,266	690	70,054
41	狛江市	319,792	970	86,987
42	東大和市	339,244	761	89,548
43	清瀬市	351,133	895	76,699
44	東久留米市	342,464	940	88,809
45	武蔵村山市	337,977	730	80,076
46	多摩市	345,781	886	83,412
47	稲城市	322,124	1,101	84,247
48	あきる野市	336,875	773	72,781
49	羽村市	352,553	782	82,052
50	瑞穂町	312,214	735	72,660
51	日の出町	365,772	657	75,108
52	檜原村	348,313	725	59,208
53	奥多摩町	431,116	679	65,787
54	大島町	374,893	680	83,261
55	利島村	225,596	735	56,467
56	新島村	386,762	709	62,323
57	神津島村	267,675	979	101,351
58	三宅村	418,710	709	82,627
59	御蔵島村	238,042	492	57,426
60	八丈町	321,634	652	77,271
61	青ヶ島村	299,463	1,155	118,944
62	小笠原村	212,868	877	73,751
	東京都	322,969	1,030	103,130
	特別区	317,958	1,082	111,514
	市町村	333,955	916	84,748

## 令和2年度保険料収納率

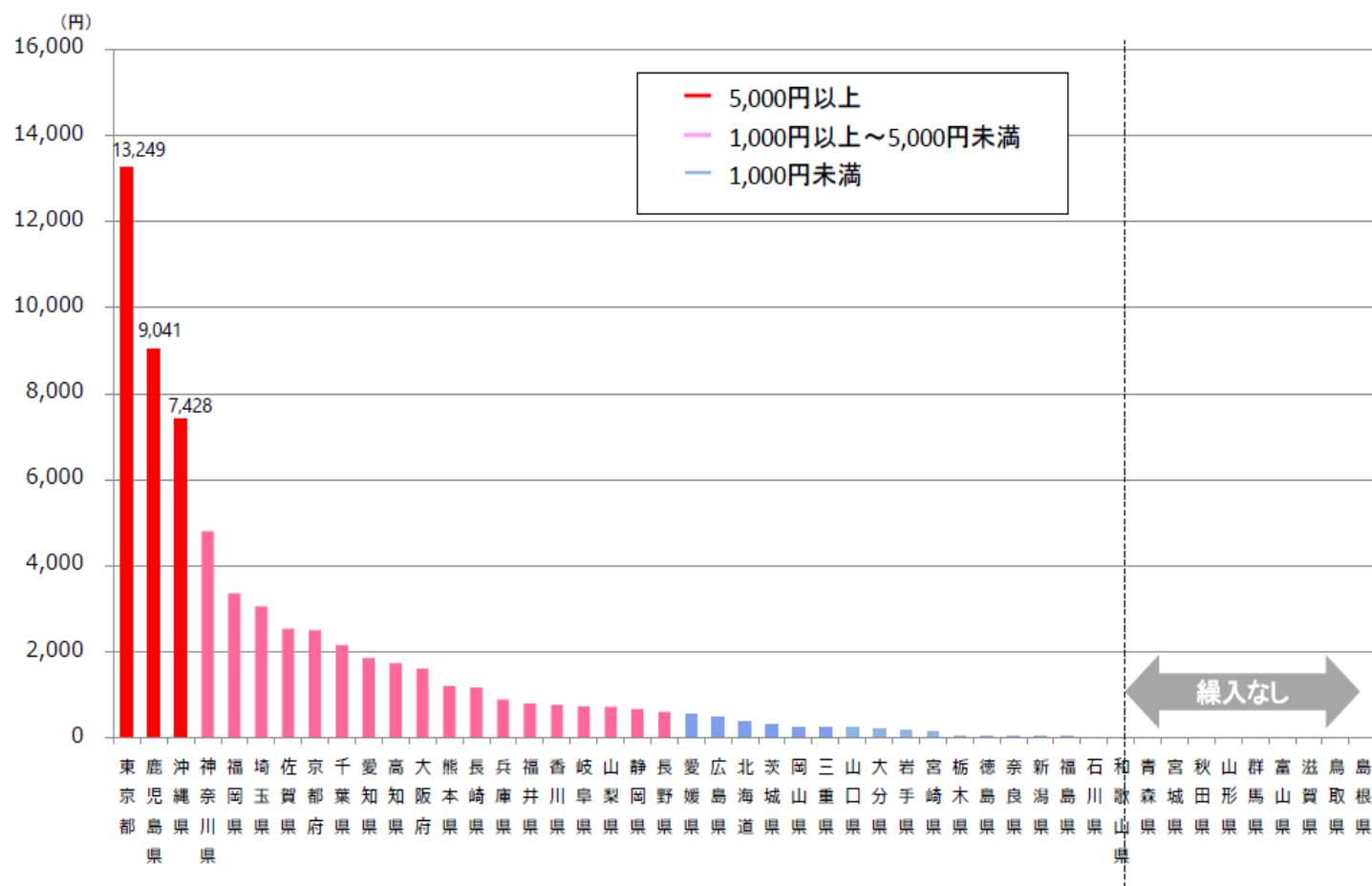
No.	区市町村名	保険料収納率 (%)
1	千代田区	92.78
2	中央区	88.48
3	港区	86.61
4	新宿区	82.17
5	文京区	93.15
6	台東区	86.23
7	墨田区	88.19
8	江東区	89.20
9	品川区	93.15
10	目黒区	91.78
11	大田区	89.61
12	世田谷区	89.55
13	渋谷区	84.84
14	中野区	85.37
15	杉並区	88.72
16	豊島区	86.87
17	北区	85.60
18	荒川区	88.93
19	板橋区	89.84
20	練馬区	91.53
21	足立区	89.11
22	葛飾区	86.77
23	江戸川区	90.42

(出典) 東京都「令和2年度国民健康保険  
事業状況」

No.	区市町村名	保険料収納率 (%)
24	八王子市	94.38
25	立川市	92.24
26	武蔵野市	94.33
27	三鷹市	94.64
28	青梅市	94.23
29	府中市	93.67
30	昭島市	93.66
31	調布市	93.88
32	町田市	96.00
33	小金井市	96.97
34	小平市	94.13
35	日野市	93.65
36	東村山市	93.25
37	国分寺市	96.42
38	国立市	96.73
39	西東京市	93.71
40	福生市	89.40
41	狛江市	96.70
42	東大和市	95.68
43	清瀬市	94.27
44	東久留米市	95.20
45	武蔵村山市	93.54
46	多摩市	94.83
47	稲城市	96.99
48	あきる野市	96.18
49	羽村市	94.84
50	瑞穂町	93.08
51	日の出町	95.85
52	檜原村	98.69
53	奥多摩町	99.33
54	大島町	95.63
55	利島村	100.00
56	新島村	97.35
57	神津島村	99.48
58	三宅村	97.42
59	御蔵島村	100.00
60	八丈町	95.97
61	青ヶ島村	100.00
62	小笠原村	97.47
	東京都	90.26
	特別区	88.76
	市町村	94.56



# 一人当たりの一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入（令和2年度）



(出典) 厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

※ 市町村数で見ると、8割の自治体は繰入を行っていない。繰入金額合計で見ると、東京都、神奈川県、埼玉県の市区町村の合計が全体の約7割（東京都：49%、神奈川県：11%、埼玉県：6%）を占めている。

## 法定外一般会計繰入の状況(令和2年度)

項目		一般会計繰入金 (法定外)合計	決算補填等目的分計＝「解消すべき赤字」			決算補填等以外の 目的分計(注3)	
			決算補填目的 のもの(注1)	保険者の政策に よるもの(注2)	過年度の赤字に よるもの		
全国	金額(億円)	1,379	12	728	27	767	612
東京都	金額(億円)	478	9	365	4	379	99

(注1)保険料の収納不足のため、高額療養費貸付金

(注2)保険料(税)の負担緩和を図るため、地方単独の保険料(税)の軽減額、任意給付に充てるため

(注3)保険料(税)の減免額に充てるため、地方単独事業の医療給付費波及増等、保健事業費に充てるため、直営診療施設に充てるため、納税報奨金(納付組織交付金等)、基金積立、返済金、その他

(注4)端数の関係上、合計が一致しない場合がある。

※ 令和2年度国民健康保険(市町村国保)の財政状況(厚生労働省)等より作成

# 都内区市町村の医療費適正化の取組状況

## ○保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定状況 (令和4年4月現在)

	区市町村数
策定済	62
策定中・未策定	0

## ○糖尿病性腎症重症化予防の取組状況(令和4年1月現在)

	受診勧奨	保健指導
実施している	56	58
今後実施予定	2	0
予定なし	4	4

## ○加入者の適正受診・適正服薬に向けた取組状況(令和3年8月現在)

	区市町村数
重複・多剤投与を対象とした事業実施	41

【令和4年度保険者努力支援制度(市町村分)による】

## 後発医薬品の使用割合(令和3年9月診療分)

No.	区市町村名	使用割合(数量シェア)
1	千代田区	65.3%
2	中央区	67.7%
3	港区	67.4%
4	新宿区	72.0%
5	文京区	70.9%
6	台東区	75.0%
7	墨田区	74.4%
8	江東区	75.6%
9	品川区	74.7%
10	目黒区	70.0%
11	大田区	75.4%
12	世田谷区	71.6%
13	渋谷区	69.6%
14	中野区	73.3%
15	杉並区	70.8%
16	豊島区	74.0%
17	北区	73.6%
18	荒川区	74.7%
19	板橋区	77.1%
20	練馬区	75.8%
21	足立区	78.2%
22	葛飾区	78.5%
23	江戸川区	76.2%

No.	区市町村名	使用割合(数量シェア)
24	八王子市	78.4%
25	立川市	81.4%
26	武蔵野市	72.2%
27	三鷹市	75.0%
28	青梅市	81.2%
29	府中市	78.1%
30	昭島市	79.4%
31	調布市	74.2%
32	町田市	78.9%
33	小金井市	71.7%
34	小平市	77.6%
35	日野市	81.5%
36	東村山市	78.5%
37	国分寺市	74.2%
38	国立市	73.3%
39	西東京市	79.7%
40	福生市	81.4%
41	狛江市	74.3%
42	東大和市	82.9%
43	清瀬市	80.7%
44	東久留米市	80.2%
45	武蔵村山市	83.2%
46	多摩市	78.2%
47	稲城市	79.3%
48	あきる野市	83.2%
49	羽村市	78.2%
50	瑞穂町	81.9%
51	日の出町	82.1%
52	檜原村	77.4%
53	奥多摩町	84.6%
54	大島町	84.7%
55	利島村	83.8%
56	新島村	82.5%
57	神津島村	89.2%
58	三宅村	86.0%
59	御蔵島村	83.7%
60	八丈町	79.2%
61	青ヶ島村	80.0%
62	小笠原村	69.5%
東京都		75.7%

※保険者別の後発医薬品の使用割合(令和3年9月診療分)(厚生労働省)より作成